

令和8年（2026年）6月1日

保護者 様

幼児教育保育室主幹

伊丹市立伊丹幼稚園ありおか分園

園長 大米 美初香

Jアラート（全国瞬時警報システム）に係る学校園の対応についてのお知らせ

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の幼児教育・保育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについてですが、令和8年5月27日付にて、内閣官房国家危機管理室から市教育委員会を通して、「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に係る全国瞬時警報システム（Jアラート）等の情報伝達及び国民保護ポータルサイト等」の内容が一部変更される旨、通知がありました。

つきましては、下記のとおり、関係書類を送付いたしますので、弾道ミサイル飛来に伴う全国瞬時警報システム（Jアラート）等を通じて緊急情報が発信された際には、適切に避難行動がとれるようご確認くださいますようお願いいたします。

記

1. 送付書類

- （1）Jアラート（全国瞬時警報システム）に係る学校園の対応についてのお知らせ＜保護者あて＞
- （2）フローチャート＜保護者あて＞

2. 送付部数 各1部

(別紙)

※下線部分⇒変更・追記となっております。

1 登校・登園前

- (1) **兵庫県**に「発射情報（避難の呼びかけ）」または「落下予測情報（避難の呼びかけ）」が発信されたときは、**自宅待機**とします。
- (2) (1)が発信された後、続報として**正午までに**「通過情報（避難解除）」・「解除情報（避難解除）」・「追加情報（避難解除）」・「追加情報（避難一部解除）」※該当地区が解除された場合に限る」のいずれかが発信されたときは、安全に留意のうえ**登校・登園**とします。
- (3) (1)が発信された後、**正午までに**「通過情報（避難解除）」・「解除情報（避難解除）」・「追加情報（避難解除）」・「追加情報（避難一部解除）」※該当地区が解除された場合に限る」のいずれかが発信されていないときは、**臨時休業**とします。

2 登下校中

屋外にいる場合は「近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る（可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにはない場合はそれ以外の建物に避難）」「近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る」こととします。

また、避難行動の後、安全が確認できたら、学校園または自宅へ向かうこととします。

とっさの場合は個々の判断が必要であり、個人の判断で行動できるよう、ご家庭でもご指導ください。

3 在校・在園中

- (1) **兵庫県**に「発射情報（避難の呼びかけ）」または「落下予測情報（避難の呼びかけ）」が発信された場合は、学校園で避難行動をとり、**学校園内待機**とします。
- (2) (1)の後、続報として「通過情報（避難解除）」・「解除情報（避難解除）」・「追加情報（避難解除）」・「追加情報（避難一部解除）」※該当地区が解除された場合に限る」のいずれかが発信されたときは、**通常の教育活動**を行います。
- (3) (1)の後、「破壊措置情報（避難の呼びかけ）」または「落下推定情報（避難の呼びかけ）」が発信されたときは、学校から**学校園内待機または下校・降園**についてのお知らせをします。

4 校外活動中

校外活動中に「発射情報（避難の呼びかけ）」または「落下予測情報（避難の呼びかけ）」が発信されたときは、園児・児童生徒に対し、屋外にいる場合は「近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る（可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにはない場合はそれ以外の建物に避難）」「近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る」、屋内にいる場合は「できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する」「床に伏せて頭部を守る」こととします。

また、避難行動の後、安全が確認できたら、**校外活動**を継続して行います。

5 その他

- (1) テレビ・ラジオ・インターネット・伊丹市防災行政無線等で緊急情報収集に努めてください。
- (2) ご家庭において、お子様と緊急事態が発生した際の対応について話し合ってください。
- (3) 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合の行動等については、国民保護ポータルサイト

【<http://www.kokuminhogo.go.jp/>】を参照してください。



国民保護ポータルサイト